

児童発達支援又は放課後等デイサービス事業に係る自己評価結果公表用

公表日：令和3年 2月 15日

事業所名：きららじゆく

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
環境・体制整備	1 利用定員に応じた指導訓練室等スペースの十分な確保	・クールダウンする必要がある時は、相談室や休憩室などを利用している。・家具やパーテーションで仕切りを作り刺激を遮断するよう工夫している。		
	2 職員の適切な配置	・基準配置職員に加え、加配職員を配置。		
	3 本人にわかりやすい構造、バリアフリー化、情報伝達等に配慮した環境など障害の特性に応じた設備整備	・1日2回アルコール消毒や次亜塩素酸ナトリウムでの消毒を実施。児童への手洗いの徹底と指導を行い、衛生面の対策を徹底する。		
	4	・毎日清掃の実施。 ・空気清浄器の活用。		
業務改善	1 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)への職員の積極的な参画	・人事評価制度の活用。・毎月2回の定例会議において、指導法等の意見交換を実施。・毎月のスタッフ会議では、支援員全員が参画して業務改善に取り組んでいる。		
	2 第三者による外部評価を活用した業務改善の実施	・第三者評価の受診(予定)。		
	3 職員の資質の向上を行うための研修機会の確保	・外部講師による研修。 ・外部研修への参加の促進。 ・内部研修会の実施。 ・研修報告書の作成。		
適切な支援の提供	1 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の作成	・利用者のサービス等利用計画を基に、個別支援計画を作成。・計画期間内にモニタリングの実施や相談支援事業所から情報を得ようとしている。・アセスメント表の活用。		
	2 子どもの状況に応じ、かつ個別活動と集団活動を適宜組み合わせた児童発達支援又は放課後等デイサービス計画の作成	・個別支援計画において、個別支援の部分と集団の中での支援と目標設定をしている。・状況に応じて、家族支援や地域支援の視点も取り入れている。		
	3 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画における子どもの支援に必要な項目の設定及び具体的な支援内容の記載	・個別支援計画作成後、保護者への説明。 ・関係機関との連携、支援者会議への積極的な参加。		
適切な支援の提供(続き)	4 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画に沿った適切な支援の実施	・支援計画会議の実施とケース検討会議での見直しの実施。		
	5 チーム全体での活動プログラムの立案	・支援計画会議の実施とケース検討会議での見直しの実施。		
	6 平日、休日、長期休暇に応じたきめ細やかな支援	・休日は日替わりでプログラムを実施。 ・公共施設を使い社会性の習得。 ・児童発達支援の保護者との交流プログラムの実施。		
	7 活動プログラムが固定化しないような工夫の実施	・週ごとにプログラムに変えている。 ・季節行事を取り入れている(花見、水遊び、クリスマス会等)。		
	8 支援開始前における職員間でその日の支援内容や役割分担についての確認の徹底	・毎朝の職員会議で支援内容の確認を実施。		
	9 支援終了後における職員間でその日行われた支援の振り返りと気付いた点などの情報の共有化	・終了時にプログラムの振り返りを行う。 ・特別な行動があった場合は、記録を取りケース検討会を実施。		
	10 日々の支援に関しての正確な記録の徹底や、支援の検証・改善の継続実施	・サービス提供記録は、児童発達管理責任者が定期的に確認する。		
	11 定期的なモニタリングの実施及び児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の見直し	・モニタリング時に大きな成長や後退が見られた場合は、相談支援事業所を交えた事例検討会を行う。		
	1 子どもの状況に精通した最もふさわしい者による障害児相談支援事業所のサービス担当者会議へ参画	・児童発達責任者の参加や、その他研修を受講した職員が参画。		
	2 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援の実施			
	3 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制の整備			
4 児童発達支援事業所からの円滑な移行支援のため、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校(小学部)等との間での支援内容等の十分な情報共有	・適宜支援者会議を開催している。 ・必要に応じて電話連絡で情報共有をしている。			
5 放課後等デイサービスからの円滑な移行支援のため、学校を卒業後、障害福祉サービス事業所等に対するそれまでの支援内容等についての十分な情報提供、	・必要に応じて引継ぎシートの作成や支援者会議を行っている。			
6 児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携や、専門機関での研修の受講の促進	・実施			

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
	7	児童発達支援の場合の保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、放課後等デイサービスの場合の放課後児童クラブや児童館との交流など、障害のない子どもと活動する機会の提供	・地域交流の児童クラブへの活動紹介予定。	
	8	事業所の行事への地域住民の招待など地域に開かれた事業の運営	自治会への参加、公園清掃、また、地域住民との挨拶など、地域の人とかかわり、活動を理解してもらう努力をしている。また、活動の際には地域の公民館などを利用する。	
保護者への説明責任・連携支援	1	支援の内容、利用者負担等についての丁寧な説明	保護者にも契約時に説明を行い、別途費用が発生する場合は事前の説明を行う。保護者に選択してもらう。教材費は用途がわかるように工作等目に見える形で保護者にお返しする。	
	2	児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画を示しながらの支援内容の丁寧な説明	定期的な個別懇談会にて、計画を示しながら説明をおこなう。	
	3	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対するペアレント・トレーニング等の支援の実施	送迎時に、課題の取り組み方や関わり方の専門的な知識を教えるなど、保護者支援も含めて取り組む。	
	4	子どもの発達状況や課題について、日頃から保護者との共通理解の徹底	送迎時に保護者と児童に関して積極的な情報共有している。保護者との密な連携が出来るように、送迎時だけではなく必要な場合、メールでのやり取りなどで情報共有できる努力をしている。	
	5	保護者からの子育ての悩み等に対する相談への適切な対応と必要な助言の実施	面談等を通じて保護者の悩みなどを聞き取り対応を伝え、必要に応じて関係機関と連携していく。	
	6	父母の会の活動の支援や、保護者会の開催による保護者同士の連携支援	希望者には実施予定。	
	7	子どもや保護者からの苦情に対する対応体制整備や、子どもや保護者に周知及び苦情があった場合の迅速かつ適切な対応	事業所内で対応を共有、確認し、苦情発生当日にできるだけ迅速に対応している。苦情内容によっては保護者への周知も行い、市役所など公的機関への報告も行う。	
	8	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮	それぞれの障害特性にあった意思伝達(口頭で伝えるのではなく可視化するなど)の方法を配慮している。また、送迎時に話す等の配慮をしている。	
	9	定期的な会報等の発行、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報についての子どもや保護者への発信	プログラムや活動のお知らせ、連絡帳などで活動概要がわかるように配慮している。また、台風等、季節ごとの開所等の発信も行う。閉所日のお知らせもブログに掲載する。	
	10	個人情報の取扱いに対する十分な対応	個人情報については鍵の付いた書庫で管理し、書類の持ち出しなどはしないように徹底している。個人情報特定されるものには目隠しをするなど来客時の対応も徹底している。	
非常時等の対応	1	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルの策定と、職員や保護者への周知徹底	・契約時に、すべてのマニュアルを保護者に説明している。またすべての職員が見れる場所に各マニュアルを保管し、会議でも話しあっている。	
	2	非常災害の発生に備えた、定期的に避難、救出その他必要な訓練の実施	・定期的に児童と共に防災ブラザーなどに出向き、必要な訓練を実施している。児童も含めた避難訓練の練習も定期的に行う予定。	
	3	虐待を防止するための職員研修機の確保等の適切な対応	・虐待研修などを受けてるように指導しており職員の意識の向上に努めている。	
	4	やむを得ず身体拘束を行う場合における組織的な決定と、子どもや保護者に事前に十分に説明・了解を得た上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画への記載	・契約時に十分に説明を行い、重要事項説明書に記載している。	
	5	食物アレルギーのある子どもに対する医師の指示書に基づく適切な対応	・囁託協力機関と連携し、重篤なアレルギーを持つ子供の対応については、指示を仰ぐ。	
	6	ヒヤリハット事例集の作成及び事業所内での共有の徹底	・ヒヤリハット事例は事業所内で作成し、会議で情報共有をし、検討している。・個人情報にかかるものは鍵付きの書庫で管理している	